

入 札 公 告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び第167条の10の2の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月28日

野洲市長 山仲 善彰

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 26-建1号
- (2) 工 事 名 新野洲クリーンセンター建設工事
- (3) 工事場所 滋賀県野洲市大篠原 3333-10 一部、3334、3335
- (4) 施設規模 熱回収施設 43t/24h (21.5t/24h×2 炉)
リサイクルセンター 8t/5h

不燃・粗大ごみ	7t/5h
ペットボトル	1t/5h
- (5) 敷地面積 約 3.1ha (工事対象面積: 約 1.5ha)
- (6) 造成地盤高 147.7 (148.0)m
- (7) 工 期 契約日から平成28年9月30日まで
- (8) 予定価格 事後公表
- (9) 最低制限価格 設定する(非公表)
- (10) 発注方式 本工事は、実施設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発注とする。
- (11) 実施範囲 本工事は、実施設計・施工に必要な全てとし、本市の要請に応じて各種申請等の支援を行うものとする。
- (12) 交付金対象事業 本工事は、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として実施するため、指定された期日までに交付金申請関連書類を作成すること。

2 競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する単独企業とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成26年度野洲市の建設工事入札参加資格者名簿において「清掃施設工事」の登録を受けている者であること。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限る。)において、清掃施設工事に係る総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から5)の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項及び第15条の規定に基づく清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (6) 次に掲げる施設に係る全ての要件を満たした実績を単体で有すること。
 - 1) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に国内で一般廃棄物処理施設として全連続式ストーカ炉の元請による完成引渡の実績を有し、その後2年以上の安定稼働の実績を有すること。

- 2) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に国内で一般廃棄物処理施設としてリサイクルセンターの元請による完成引渡の実績を有すること。
- (7) 見積設計図書(施設概要説明図書、図面、設計仕様書、工事工程表などの図書(入札説明書参照))を作成し、新野洲クリーンセンター整備事業技術審査委員会において一定の技術水準に達していることが確認されていること。(確認書交付)又は、これに同等の見積設計図書を提出し、野洲クリーンセンター整備室における技術審査を受けたものであること。
- (8) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- 1) 建設業法第26条の規定に基づく清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を配置すること。
 - 2) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- (9) 申請書及び資料の提出期限の日から契約締結時までの期間に、野洲市長から工事請負契約に係る入札参加停止を受けていないこと。また、国又は他の地方公共団体から同様の措置を受けていないこと。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照)。
- (12) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
- (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法
- 1) 提出期間:平成26年4月30日(水)から平成26年5月20日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 提出方法:申請書等を直接持参すること(郵送等は認めない。)
 - 3) 提出先:滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
- (3) 見積りに必要な発注仕様書の貸出期間及び場所
- 1) 貸出期間:申請書の受付確認後から平成26年6月12日(木)まで
 - 2) 貸出場所:上記3(2)に同じ。

3) その他：入札前に返却すること。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成26年6月12日(木)午前 9時30分 野洲市中主防災コミュニティセンター(滋賀県野洲市西河原2400番地) 2階 防災研修室にて行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 納付。なお、契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約の締結

この工事の契約については、野洲市議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし議決を得たときに契約が成立するものとする。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札決定後、工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書の差替えは認められない。

(6) 詳細は入札説明書による。

以上